

長崎県からの行政処分について

社会福祉法人 南高愛隣会
理事長 田島 光浩

先般よりお知らせしております、長崎県の行政処分等についての詳細をご報告いたします。まず、今回受けた処分等の詳細は以下のとおりです。

| 県からの処分・指摘 | | 対象事業所 | | 障害者虐待行為とされた件数 | 不適切な行為とされた件数 |
|-----------|--|--------------------------------|-------|---------------|--------------|
| 処分 | ①改善命令 | 法人全体 | | | |
| | ②効力の一部停止 (平成 27 年 2 月 26 日からの一定期間の新規利用者の受入れ停止) ※現利用者は継続利用可 | くわた (雲仙市) 【共同生活援助】 | 12 か月 | 1 件 | 合計 4 件 |
| | | 雲仙・ふたば (雲仙市) 【宿泊型自立訓練】 | 12 か月 | 1 件 | |
| | | わーく・しまばら (島原市) 【就労継続支援 B 型】 | 6 か月 | 1 件 | |
| | | いこいのひろば・おおぞら (雲仙市) 【生活介護】 | 3 か月 | 1 件 | |
| ③改善勧告 | 1 事業所 | | | 1 件 | |
| ④改善指導 | 法人全体 | | | | |
| | 5 事業所 | | 18 件 | 21 件 | |

県が発表した (報道された) もの : グレーの部分の合計 23 件

効力の一部停止と改善指導の対象として「障害者虐待」と認定された行為は、次のとおりです。

【「効力の一部の停止」の対象となった事案 : 4 事案】

| | 概要 | 発生時期 | 判明時期 |
|---|--|---------------------|-----------------|
| ① | くわた (雲仙市) 【共同生活援助】 | 平成 18 年 11 月 | 平成 18 年 11 月 |
| ② | 雲仙・ふたば (雲仙市) 【宿泊型自立訓練】 → 平成 26 年 5 月記者 会見にて発表 | 平成 24 年 9 月~11 月 | 平成 26 年 4 月 |
| ③ | いこいのひろば・おおぞら (雲仙市) 【生活介護】 | 平成 21 年 6 月 | 平成 21 年 6 月 |

| | | | | |
|---|-----------------------------|--|--------------|--------------|
| ④ | わーく・しまばら(島原市) 【就労継続支援B型】 | 一般就労先事業所への送迎中に、男性職員が女性利用者に対し性的行為を行っていた。聞き取りの結果、利用者、職員ともに強制的な関係ではなかったとのことであったため、重大な就業規則違反と判断した。 | 平成24年 10月 | 平成24年 10月 |
|---|-----------------------------|--|--------------|--------------|

【「改善指導」の対象となった事案：18事案】

| | | |
|---|---|-----|
| ① | 強度行動障がいの方の、自傷(自分を傷つけるような行動を取る)・他害(他人を傷つけるような行動を取る)の際に、その行為を制止しようとして行っていたこと。 | 8件 |
| ② | 反社会的行動や非社会的行動等、社会人として生きていくために必要なことを教える際に、ゲンコツやビンタを行っていたこと。 | 10件 |

県に提出する改善計画については、経営層、管理者層、事業所に分かれて、原因の検討、改善策の協議・検討を進めています。完成した計画については、外部の有識者等で構成される委員会でご検討いただいた上で、県に提出し、実行していく予定です。

以上

「虐待行為」と認定された事案

